

第 11 章 収納事務について

- 提言 1 岡山市においては長期的に収納課及び料金課の体制の強化、人員を増加させることが避けられないが、正規職員でなく嘱託職員等の増加で先ず対応すべきである。
- 2 収納率の向上のためには、従来からある基本的な方策を行なうことが肝要である。
- 3 岡山市が、法的回収策の採用を積極的に行なってきたことと収納率の向上は相関関係が有ると認められる。
- 4 岡山市は、今後とも法的回収策の採用を回避すべきでなく、積極的に行なうべきであり、正直な納税者が馬鹿をみるという不公正な風潮の拡大を阻止する必要がある。
- 5 岡山市は岡山市の事務に関連して入札を希望する者その他岡山市との契約関係に入ることを希望する者に対しては、特別徴収をしていることを適格性の要件、契約の条件とする範囲を拡充すべきである。

第 1 岡山市行財政改革大綱と税・料金の収納について

1 岡山市行財政改革大綱の短期計画編

岡山市行財政改革大綱の短期計画編には改革事項として「税・料金の収納部門一元化」があり、取組内容として「収納部門の一体的な滞納整理を進めることにより、税・料金の増収を図る」ということが規定されている。

また岡山市の平成 20 年度予算要求に際しての基本方針においても、収納関係について以下の点を十分考慮することが明記されている。

- (1) 都市ビジョンの実現に向けた、各局室の都市経営方針に沿った予算要求を行うこと。
- (2) 歳入については、市税等適正かつ確実な収入確保に努めること。また、適正、公平な負担の観点からの収入見直しを行うとともに、資源の有効活用等による増収を図ること。
- (3) 財政状況に対する危機意識を持ち、目標管理の徹底した戦略的な経営組織を目指して、コストの削減や効率化の徹底を図ることとする。

具体的には、市民の視点・経営的視点で厳しく事務事業を選別し、外部資金の導入や事業の収益性の確保、事業の統合化の推進、事業計画の見直し等の進捗調整、市民との協働・民間の力の活用等に努めること。

2 岡山市の平成 20 年度予算の編成方針のうち歳入に関する事項

更に岡山市の平成 20 年度予算の編成方針のうち歳入に関する事項として下記のとおり規定されている。

記

「1 歳入については、極めて厳しい財政状況の中で、適正かつ確実な収入確保に積極的に取り組むこと。

- (1) 市税をはじめとする徴収金については、口座振替等により納期内納付の促進を図るとともに、その徴収率向上に最大限の努力をすること。
- (2) 使用料・手数料等については、国・県の改定動向に留意すること。また、受益者負担の適正化も図ること。
- (3) 国・県補助金など外部資金の導入に努めるとともに、合併特例債・合併推進債など有利な地方債を活用するなど可能な限り一般財源の充当を抑制すること。
- (4) 市有財産については、財産の状況を的確に把握し、財産の適正かつ能率的な活用に努めるとともに、未利用地など処分可能な財産については売却又は貸付けを行い、増収を図ること。
- (5) 特定目的基金については、積極的に設置目的に沿った活用を行うこと。
- (6) 広告料収入等新たな増収に努めること。
- (7) その他の収入についても、本来、受益者が負担すべきものと考えられるにもかかわらず収入していないケース等がないかどうか、原点から精査し、収入の増大と確保に努めること。」

とされている。

第2 未収金対策に関する監査の視点

岡山市の考え方、方針は相当である。したがって、監査人としては、他の都市で既に採用実行されている体制、方策と岡山市の現状を比較すること等によって、岡山市の問題点を監査することにした。具体的には

- ① 多額の未収金の発生の原因は何か。
- ② 現状の回収体制の不十分な点は何か。他都市よりも遅れている点は何か。
- ③ 更に改善すべきことは何か。
- ④ 回収体制の更なる構築が必要か否か。
- ⑤ 「税・料金の収納部門一元化」に関連して、各担当局単位で基本的に対応するのではなく、回収センター的な組織を別途に設けこれに集中できないか。

を検討する。

第3 岡山市の収納関係の組織について

1 平成19年度の岡山市の財政局の組織と職員数

岡山市の財政局の平成19年度の組織と職員数は次表のとおりである。

(表 11-1)

(単位：人)

番号	部署名	正規職員	再任用職員等	嘱託職員	臨時職員
1	財政課	19			
2	監理課	7			
3	契約課	15			
4	工事検査課	6	1		
5	税制課	8			
6	市民税課	49	2		
7	資産税課	59	2		
8	収納課	58	4	8	
9	料金課	29		22	3
	合計	250	9	30	3

(注 1) 再任用職員等には、再任用職員と任期付短時間勤務職員を含む

岡山市の財政局が 9 課で 250 人の正規職員が配属されているのに対して、浜松市では 8 課で 202 人が配属されている。

岡山市の税制課、市民税課、資産税課、収納課及び料金課の 5 課の正規員数は計 203 人であるが、浜松市では税務総務課、課税管理課、納税課、債権回収対策課の 4 課の員数は 126 人である。浜松市の本庁の員数が少ないのは区役所に既に配属されているからである。

2 職員の概要について

岡山市の収納課の職員のうちには再任用職員 1 名、任期付短時間勤務職員 3 名及び嘱託職員 8 名がおり、嘱託職員である「市税収納推進員」6 名の職務内容は、「滞納市税の訪問徴収、納税指導」であり、資格として外勤業務などの経験をもち、自動車及び原動機付自転車以上の二輪車が運転できることであり、給与は基本給に能率給が加算され社会保険があり定年は 65 歳である。

また、料金課の職員数は上記のとおり正規職員 29 名、料金収納推進員 21 名を含む嘱託職員 22 名、臨時職員 3 名の計 54 名である。

浜松市の納税課の正規職員が 50 名、債権回収対策課の正規職員が 32 名であることと比較して岡山市の収納課の正規職員が 58 名、料金課の正規職員が 29 名という体制は極端に少なすぎるということはいいがたい。しかし、全体的に考察すると、岡山市は人口 1 万人当りの税務関係の職員数は、0.89 人であり他の政令指定都市と比較すると、仙台市の 0.73 人に次いで下から 2 番目であり効率化は維持されている。

第 4 政令指定都市移行後の組織変更について

1 政令指定都市移行後の岡山市の収納体制

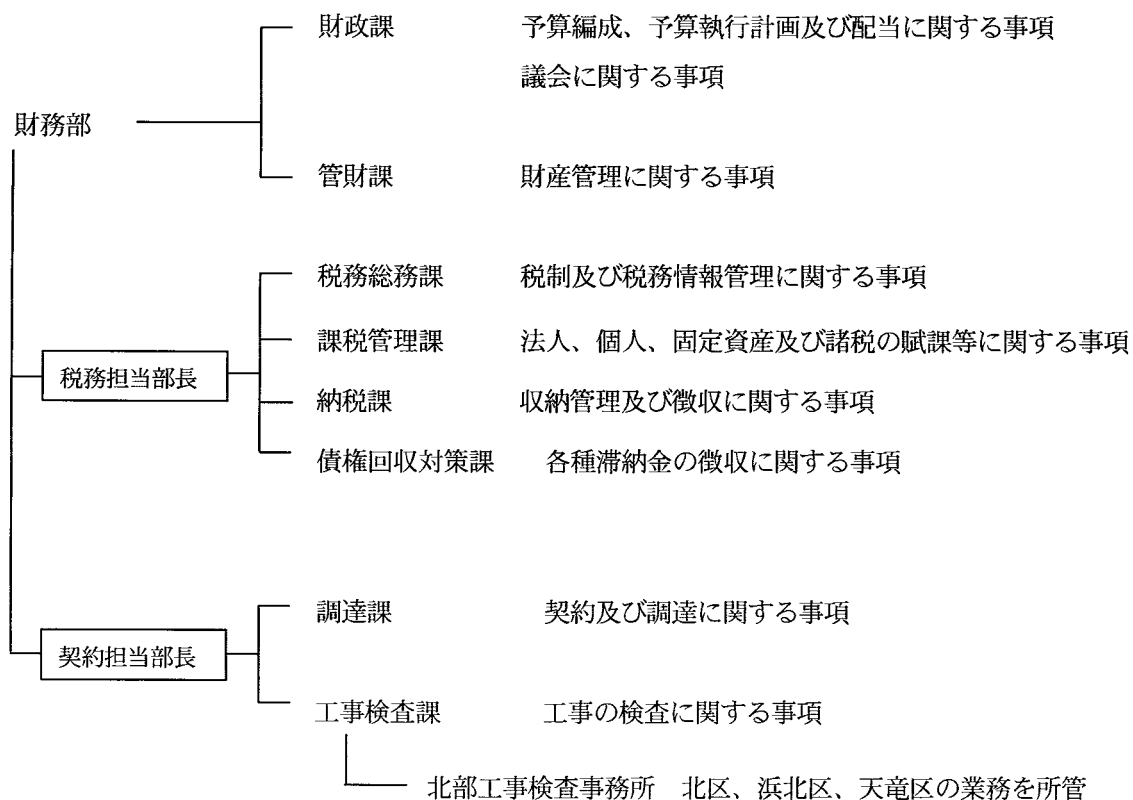
- (1) 岡山市が平成 21 年 4 月に政令指定都市に移行した後は、市民税課及び資産税課の事務事業は 4 つの区役所に「税務課」として設置される課において執行されると推察される。
- (2) なお、課税事務と収納事務をどのように位置づけるかは大きな問題であるが、4 つの区役所の課税業務の連携、統括を行なう部門は本庁に残す必要があり、また、収納業務は本庁に残すということが他の政令指定都市を参考にしてもベストだと判断できる。つまり、現在の岡山市の収納課及び料金課の事務事業の大半は本庁に残されるということで検討をしていく。

2 浜松市と岡山市の比較について

- (1) ちなみに浜松市では財務部は次表のような組織となっている。浜松市では岡山市と異なり局制度は採用していない。

浜松市では、課の名称は納税課及び債権回収対策課である。そして、表 11-4 で理解できるように納税課は、現年度課税分及び滞納分のうちの小口案件を担当するが、債権回収対策課は、滞納分のうちの大口、困難な案件及び税以外の債権の回収を担当するもので、岡山市のように収納課が税金を料金課が税以外の債権という性質の区分に重点を置いているのに比較すれば、より対象事案の性質と回収の効率に重点を置いている区分となっている。

(表 11-2)



- (2) 浜松市の財務部の職員数は、平成 18 年度が 177 人、19 年度が 202 人である。
この内訳は次表のとおりである。

(表 11-3) 職員数 (単位：人)

	H18 年度	H19 年度計画	H18 年度→H19 年度 増減の理由
部長等	1	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政令指定都市移譲事務による増 市場公募地方債・宝くじ発行事務、国県道移管による契約事務の増加（調達課）など ・ 組織体制整備による増 債権回収体制の整備、工事検査事務の一元化など
財政課	17	19	
管財課	17	15	
税務総務課	15	14	
課税管理課	43	39	
納税課	55	51	
債権回収対策課	—	22	
調達課	18	24	
工事検査課	11	15	
計	177	202	

- (3) 浜松市では 7 つの区役所にそれぞれ税務課があり、配置員数は 11 人ないし 47 人と差異がある。

また、浜松市の平成 20 年度の本庁と 7 区役所・税務課との体制図は次表のとおりであり、納税課には 50 人、債権回収対策課には 32 人がいる。

(表 11-4) 税組織体制について

区分	本庁・財務部		7 区役所・税務課
総括	税務総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税務調整、税制企画 ・ 税務システム管理 	—
課	課税管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課税統括 ・ 個人市民税（特別徴収） ・ 法人市民税、市たばこ税 ほか諸税 	—
税	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人市民税（普通徴収） ・ 固定資産税 ・ 都市計画税 ・ 軽自動車税 ・ 各種証明書交付

徴 収	納税課 50人	・ 現年度課税分 ・ 滞納分（小口案件）	—
	債権回収対策課 32人	・ 滞納分（大口・困難な案件） ・ 税以外の債権	—

(4) 職員の経験について

市税等の適正かつ確実な確保をするためには、職員の能力が高いことが必要である。その点で浜松市の納税課、債権回収対策課及び岡山市の2課の職員の過去の経験年数及び在課年数を参考にすることにしたのが次表のとおりである。岡山市の人数は平成20年11月5日時点のものである。税務関係課に所属していた年数が5年以上の人数は、浜松市の納税課及び岡山市の収納課とも24人であり、浜松市の債権回収対策課は10人であるが岡山市の料金課は15人であり、また在課年数3年以上は、浜松市の納税課が16人、岡山市の収納課が21人であり岡山市が陣容として弱体とは認めがたい。

(表 11-5) 職員の概要

1 過去の経験年数（税務関係課に所属していた年数） (単位：人)

区分	浜松市 納税課 (50人)	岡山市 収納課 (62人)	浜松市 債権回収対 策課(32人)	岡山市 料金課 (37人)
なし	21	5	16	5
1年未満	0	0	0	1
1～2年未満	1	8	3	5
2～3年未満	0	11	1	2
3～4年未満	3	8	0	7
4～5年未満	1	6	2	2
5～6年未満	6	5	2	5
6～7年未満	4	4	1	3
7～8年未満	2	5	2	2
8～9年未満	3	2	2	0
9～10年未満	3	0	0	1
10年以上	6	8	3	4

(注) 岡山市の課の人数については、把握できたものに限っているので、職員総数

とは一致していない。

(表 11-6)

2 在課年数 (単位：人)

区分	浜松市 納税課 (50人)	岡山市 収納課 (62人)	浜松市 債権回収対 策課(32人)	岡山市 料金課 (37人)
1年未満	12	15	8	6
1～2年未満	18	10	24	31
2～3年未満	4	16	—	—
3～4年未満	7	7	—	—
4～5年未満	1	6	—	—
5～6年未満	5	3	—	—
6～7年未満	2	1	—	—
7～8年未満	0	2	—	—
8年以上	1	2	—	—

※債権回収対策課は平成 19 年度に新設された課である。

(5) まとめ

現状の浜松市においても本庁には納税課と債権回収対策課の 2 つの組織があり、税と料金部門が一つの課ということにはなっていない。50 人と 32 人の合計 82 人を一つの課にして組織運営を効率的にできるのかは疑問がある。従って、岡山市においても政令指定都市移行後も 2 つの課にして、両方の課の情報を共有する体制を構築し効率的に徴収できるようにすることが現実的であろう。

3 静岡市について

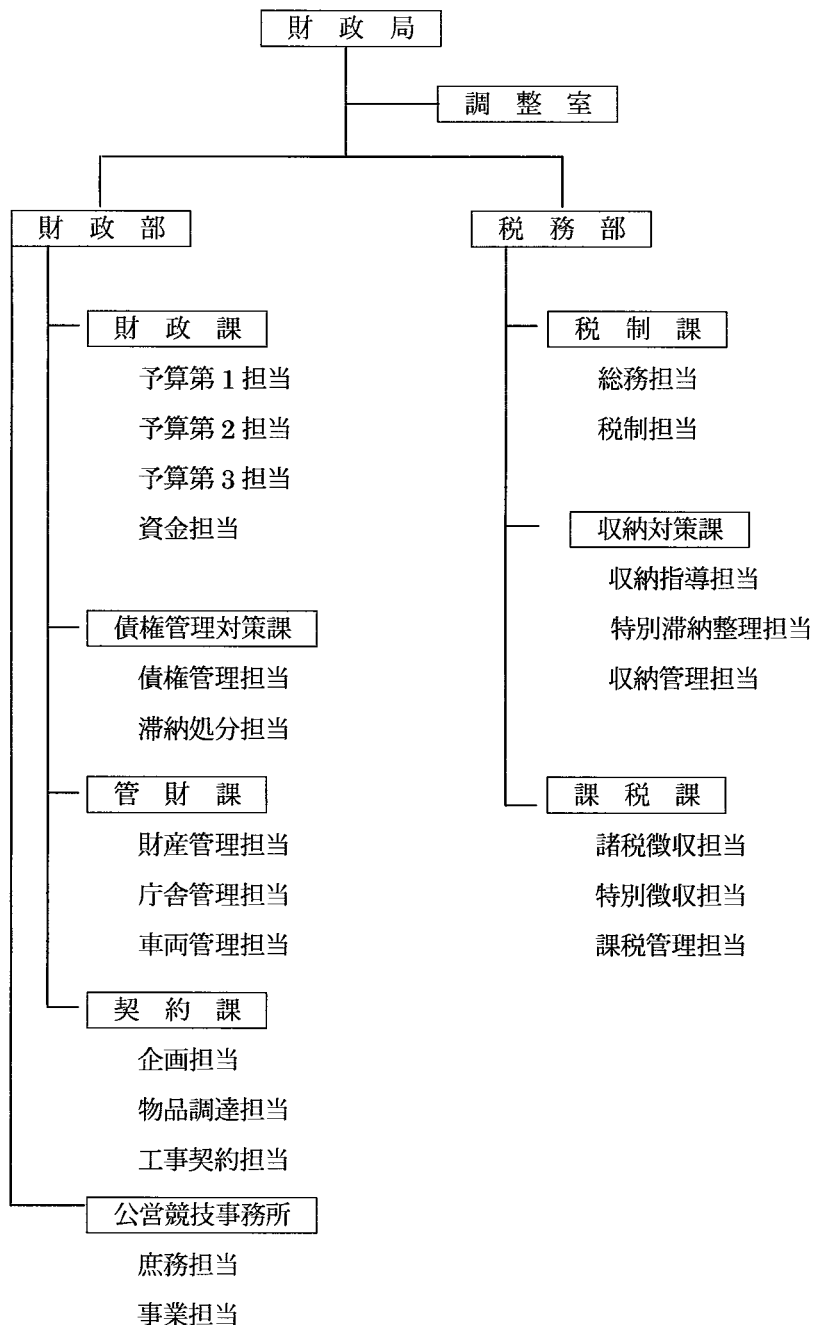
なお、静岡市では平成 20 年度は次のような組織となっている。即ち収納対策課と債権管理対策課の 2 課があり、

収納対策課は、収納指導、特別滞納整理、収納管理

債権管理対策課は、債権管理、滞納処分

を行うとされている。岡山市よりも浜松市に近似した組織のようである。

(表 11-7)



第5 岡山市の収納課の事務の現状

1 行政サービス基本台帳(課別総括表)の記載内容

- (1) 収納課の任務は「公正かつ適正な賦課・徴収事務による市税財源の確保」であり、平成19年度の事務事業の内容と所要時間は次表のとおりであり、予算のついている事務事業に15万5727時間、人件費のみの事務事業に9506時間、時間外勤務に4913時間の計17万0146時間となっている。

(表 11-8)

(単位：時間)(単位：千円)

番号	予算事務事業名	細事業名	所要時間	概算 ト-列コスト
1	税収入払戻金	市税収納事業（税収入払戻金）	6,945	395,312
2	収納課徴収事務費	市税滞納整理事業	106,896	419,145
3		口座振替事業	7,636	43,296
4		市税収納事業	28,605	113,442
5		公売事業	1,789	5,979
6		市税収納事業（うち市民税前納報奨金分）	102	20,390
7		市税収納事業（うち固定資産税前納報奨金分）	102	130,357
8		督促状に関する事務	1,214	24,221
9	税外収入払戻金	市税収納事業（税外収入払戻金）	2,438	23,464
10	事務事業別所要時間（見込み）及び概算事業費		155,727	1,175,606
11		庶務に関すること	4,080	
12		国・県・他市町村に関すること	390	
13		差押物件の換価に関すること	714	
14		課内事務の企画・調整	1,020	
15		電算事務の調整に関すること	612	
16		保険料等徴収事務	390	
17		（使用料・負担金）下水道事業負担金賦課収納業務	195	
18		予算及び決算に関すること	399	
19		議会対応に関すること	194	
20		証券類の整理保管に関すること	918	
21		納税貯蓄組合に関する事務	204	
22		介護保険料徴収・催告業務	195	
23		保育料収納及び滞納整理に関する事務	195	

24	人件費のみの事務事業の所要時間(見込) 合計		9,506	
----	---------------------------	--	-------	--

2 検討

- (1) 収納課の職員数は上記のとおり計 70 人であり、既に、時間外勤務手当の章で検討、指摘しているように、所定の勤務時間は正規職員が 1,952 時間、臨時職員が 1,960 時間、嘱託職員が 1,560 時間、再任用職員が 1,560 時間であるから収納課職員全体の勤務時間は
- 正規職員 1,952 時間×58 人=113,216 時間
嘱託、再任用職員 1,560 時間×12 人=18,720 時間
- であり、上記の計 17 万 0146 時間と約 4 万時間と相違があるが、上記の時間には岡山市の支所における収納関係の時間も含まれていることに留意する必要がある。
- (2) 17 万 0146 時間を 1,952 時間で割り算すると正規職員は 87 人が必要という計算になるが、収納課としては現実に計 58 人体制で事務事業を執行している次第である。
- (3) 推進員は 10 万円以下の滞納事案を担当し、1 日あたり 25 ないし 30 件を訪問して納税推進活動をしているが費用対効果に照らすと実績が上がっていることが確認できた。また、正規職員の取扱う件数等から考察して現状は効率性が確保されていると判断できた。従って、現在の収納課としての運営体制(再任用職員、嘱託職員の活用)は妥当というべきである。
- (4) なお岡山市では個人市民税の前納報奨金が平成 21 年度から廃止される。特別徴収で天引きされている納税者との公平の観点からして不公平ということが廃止の主な理由である。

第 6 岡山市の料金課の事務の現状

1 行政サービス基本台帳(課別総括表)

料金課の任務は「財政自立力を高めるため、差押えが可能な国民健康保険料、介護保険料、保育料、下水道事業負担金等各種使用料等について、これまで各課で行っていた徴収・収納業務の一元化を税務部門との連携を図りながら行なう」というものであり、事務事業の内容は次表のとおりである。料金課には平成 19 年度には予算事務事業は無い。

(表 11-9)

(単位：時間) (単位：千円)

番号	人件費のみの 事務事業名	細事業名	所要時間	概算 トータルコスト
1		課内他係の主管に属しないこと (庶務に関すること)	2,639	
2		課内他係の主管に属しないこと (国・県・他市町村に関すること)	2,429	
3		保険料等収納業務 (国保)	5,614	
4		保険料等口座振替業務 (国保)	3,962	
5		保険料等滞納処分業務 (国保)	5,300	
6		国民健康保険推進員 (国保)	1,668	
7		保険料収納率向上特別対策事業 (国保)	3,450	
8		退職被保険者等保険料等還付充当事務 (国保)	840	
9		退職被保険者等還付加算金 (国保)	420	
10		退職被保険者等保険税等還付金 (国保)	840	
11		徴収事務の企画調整に関すること	793	
12		介護保険料口座振替業務 (介護)	210	
13		介護保険料徴収・催告業務 (介護)	9,262	
14		第 1 号被保険者還付加算金支払い 業務 (介護)	210	
15		課内他係の主管に属しないこと (予算及び決算に関すること)	2,024	
16		議会対応に関すること	1,560	
17		保険料等督促関係業務 (国保)	1,004	
18		保険料等徴収業務 (国保)	26,551	
19		滞納整理票管理業務 (国保)	5,330	
20		国民健康保険料前納報奨金 (国保)	598	
21		一般被保険者保険料等還付充当事務 (国保)	840	
22		一般被保険者還付加算金 (国保)	420	
23		一般被保険者保険税等還付充当事務	840	

		務（国保）		
24		（使用料・負担金）下水道事業負担金賦課徴収収納業務（下水）	6,548	
25		市税に関する滞納整理部門との統合に係る企画、調整、整備に関すること	989	
26		介護保険料督促事業（介護）	598	
27		介護保険料収納業務（介護）	1,456	
28		介護保険料還付・充当業務（介護）	598	
29		保育料収納及び滞納整理に関する事務（保育）	10,802	
30	人件費のみの事務事業の所要時間（見込）合計		97,795	

2 検討

- (1) 料金課の職員数は上記のとおり計 54 人であり、既に、時間外勤務手当の章で検討しているように、所定の勤務時間は正規職員が 1,952 時間、臨時職員が 1,960 時間、嘱託職員が 1,560 時間であるから料金課職員全体の勤務時間は

正規職員 1,952 時間×29 人=56,608 時間

嘱託職員 1,560 時間×22 人=34,320 時間

臨時職員 1,960 時間×3 人=5,880 時間

で上記の計 9 万 7795 時間とほぼ合致している。9 万 7795 時間を 1952 時間で割り算すると正規職員が 50 人必要という計算になるが、現実には 29 人体制で執行されている。

- (2) もっとも、平成 20 年 11 月 13 日の山陽新聞朝刊に、同年 6 月 1 日時点での国民健康保険の滞納世帯数が掲載され、岡山市では 3 万 3926 世帯、倉敷市が 1 万 1333 世帯という報道であるが、岡山市の人口が倉敷市の約 1.5 倍であり今年度の世帯数は岡山市が 28 万 2834 世帯、倉敷市が 19 万 0424 世帯と公表されていることに照らしても岡山市の滞納世帯数が倉敷市の 3 倍という異常性に注意せざるを得ない。これらの点は市民に広く開示し理解を得るために広報する必要があるだろう。多数の滞納世帯に対する催告書面の作成発送に要する時間や費用は、最終的には市民の負担に帰するものである。
- (3) 収納課と料金課の事務事業を比較すると

収納課の庶務に関することに 4,080 時間、国・県・他市町村に関すること 390 時間、課内事務の企画・調整に 1,020 時間、予算・決算に関すること 299 時間、議会対応に関することが 194 時間であるのに対して、

料金課では、庶務に関することに 2,639 時間、国・県・他市町村に関すること 2,429 時間、予算・決算に関することに 2,024 時間、議会対応に関することが 1,560 時間である。

料金課は新設された部署であることや法改正があった介護保険の問題等を抱えていたとしても、予算・決算に関すること及び議会対応に関することに時間を多く要していることが判る。これらが一過性のものか否かを見守る必要がある。

第 7 岡山市の収納率

1 岡山市の市税徴収率(収納率)の推移

岡山市の市税徴収率(収納率)の推移は末尾資料①のとおりであり、過去 11 年間については次表のとおりである。

(表 11-10)

(単位：千円)

年度 平成	合計収納率	現年度分収納率	過年度分収納率	不納欠損額	不納率
9	92.2%	97.4%	22.1%	540,352	0.5%
10	91.6%	97.3%	22.0%	582,164	0.5%
11	91.0%	97.1%	20.0%	701,323	0.7%
12	90.5%	97.1%	20.3%	548,786	0.5%
13	90.3%	97.2%	20.3%	707,438	0.7%
14	90.4%	97.2%	23.2%	907,614	0.9%
15	90.3%	97.6%	17.7%	813,857	0.8%
16	90.5%	97.8%	18.0%	980,476	1.0%
17	91.9%	98.1%	22.9%	1,054,902	1.0%
18	92.8%	98.1%	23.4%	741,006	0.7%
19	93.6%	98.2%	22.8%	626,978	0.6%

※ 不納率 = 不納欠損額 ÷ 調定額

2 検討

これを見ると

- (1) 合計収納率は、昭和 48 年度に 96.6 パーセントと過去最高であったこと、平成 2 年度に 95.1 パーセントであったものが低下していき平成 13 年及び 15 年度にはいずれも

90.3 パーセントであったが、16 年度から上昇に転じ 17 年度に 91.9 パーセント、18 年度に 92.8 パーセント、19 年度に 93.6 パーセントと相当な改善がなされていること

- (2) 現年度分の収納率は、平成 2 年度に 98 パーセントであったがそれ以降は 16 年度まで 97 パーセント台であったものが、17 年度に 98.1 パーセント、18 年度に 98.1 パーセント、19 年度に 98.2 パーセントと相当な改善がなされていること
- (3) 過年度分の収納率は、平成 2 年度に 32.3 パーセントであったがそれ以降は低下し 15 年度には 17.7 パーセントまで落ち込んだが、16 年度に 18 パーセント、17 年度に 22.9 パーセント、平成 18 年度に 23.4 パーセントと改善したが 19 年度に 22.8 パーセントとやや低下したこと

が理解できる。つまり、最近の 3 年間において相当な改善が認められるということであり岡山市の今までの取組は評価できる。

第 8 他の都市と収納率の比較

1 政令指定都市と岡山市の収納率の比較

政令指定都市と岡山市、浜松市の(合計)収納率は次表及び末尾資料②のとおりである。

岡山市は平成 18 年度が 92.8 パーセントで上記のとおり岡山市の過去に照らすと相当な改善がなされてきているが、政令指定都市及び中核市を含む都市中では 33 位であり、政令指定都市と比較しても 17 位と最下位の千葉市に次いで 2 番目ということになる。従って、更なる収納率の向上がなされる必要がある。また、岡山市に次いで平成 22 年度に政令指定都市移行を予定している相模原市の収納率は 95.2 パーセントであり、岡山市よりも高率である。なお、岡山市の平成 19 年度の収納率は、93.6 パーセントと向上した。

(表 11-11)

番号	都市名	18 年度合計収納率 %	不納率 %
1	名古屋	97.8	0.24
2	京都	97.1	0.29
3	横浜	96.7	0.47
4	北九州	96.3	0.36
5	川崎	96.1	0.46
6	福岡	95.8	0.43
7	広島	95.5	0.57
8	神戸	95.4	0.39
9	大阪	95.1	0.54

10	札幌	94.9	0.56
11	堺	94.5	0.83
12	浜松	94.3	0.51
13	仙台	94.1	0.75
14	さいたま	93.9	0.75
15	静岡	93.6	0.44
16	岡山	92.8	0.70
17	千葉	90.3	1.28
18	相模原	95.2	

不納率=不納欠損額÷調定額

第9 岡山市の未収金、不納欠損金の概要

1 岡山市の未収金などの総額

岡山市の財政状況は厳しく平成18年度で未収金が現年度分として52億1556万円、滞納繰越分として108億6045万円の合計160億7602万円も有る。また、不納欠損額は26億5164万円である。

2 滞納や不納欠損の多いもの

- (1) 次表のとおりで滞納繰越分の翌年度繰越額のワースト5は、固定資産税、個人市民税、医療給付費分・一般被保険者、住宅新築資金貸付金、都市計画税である。

(表11-12)

(単位千円)

番号	科目名称	不納欠損額	現年度分 翌年度繰越額	滞納繰越分 翌年度繰越額
1	個人市民税	294,184	727,487	1,703,050
2	法人市民税	26,415	83,310	172,596
3	固定資産税	321,806	919,193	2,800,424
4	軽自動車税	12,934	38,523	83,507
5	特別土地保有税	15,274	24,497	8,532
6	事業所税	3,928	27,299	29,151
7	都市計画税	66,462	161,384	579,088
8	知的障害者福祉施設措置費	4,058	0	6,695
9	身体障害者福祉施設措置費 負担金	3,341	0	3,846
10	老人福祉施設措置費 委託	1,057	648	12,250
11	助産施設措置費負担 市分	2,425	448	2,121
12	保育所措置費負担 私分	18,219	55,336	124,019

13	保育所措置費負担 市分	20,184	37,037	92,124
14	公営住宅使用料	1,157	47,636	271,882
15	公営住宅使用料西大寺所管	1,162	0	81,170
16	高等学校授業料	64	516	890
17	幼稚園授業料	294	3,200	4,454
18	障害者住宅設備資金貸付金	0	0	11,815
19	生活改善資金貸付金元利回収	0	69	117,087
20	高齢者住宅整備資金貸付金	0	0	39,975
21	奨学金貸付金元金回収	0	3,585	20,384
22	行政代執行費用徴収金	0	0	55,414
23	返納金 家庭児童課	140	2,734	3,922
24	返納金 障害福祉課	294	112	1,180
25	返納金 中央福祉事務所	15,627	25,344	136,999
26	返納金 北福祉事務所	0	1,534	13,174
27	返納金 東福祉事務所	10,930	47,171	230,187
28	返納金 西大寺福祉事務所	2,023	1,053	10,651
29	返納金 西福祉事務所	1,914	5,260	18,191
30	返納金 南福祉事務所	4,632	15,246	76,208
31	私用電話料 高齢者福祉	0	145	3,538
32	農業集落排水事業費分担金	0	225	900
33	下水道事業負担金	5,857	12,502	40,988
34	下水道使用料	10,994	93,998	78,092
35	農業集落排水施設使用料	38	912	576
36	医療給付費分、一般被保険者	1,493,491	2,087,122	1,275,500
37	介護納付金分、一般被保険者	116,245	211,295	140,531
38	医療給付費分、退職被保険者	77,101	144,359	27,207
39	介護納付金分、退職被保険者	8,541	15,372	6,751
40	税・医療給付費分、一般被保険者	25,181	25,264	175,307
41	税・介護納付金分、一般被保険者	2,068	2,948	12,980
42	税・医療給付費分、退職被保険者	1,499	5,583	12,071
43	税・介護納付金分、退職被保	128	704	806

	険者			
44	高額療養費貸付金元金回収	0	6,738	6,292
45	住宅改修資金貸付金元金回収	0	1,558	168,914
46	住宅新築資金貸付金元金回収	0	23,586	1,271,508
47	宅地取得資金貸付金元金回収	0	10,961	534,812
48	住宅建設資金貸付金元金回収	0	0	8,998
49	母子福祉資金貸付金元金回収	0	25,489	142,095
50	寡婦福祉資金貸付金元金回収	0	1,046	17,324

- (2) 山陽新聞の平成20年12月18日の朝刊によると、岡山市議会で保育料滞納対策が質問されたことに対して、こども・子育て担当局長が、「平成19年度分の保育料の滞納金額は9237万円であり、また過年度の滞納分が2億1614万円であること。対策として、保育園長が保護者に催告書を手渡したり保育料の収納業務をしている」と答弁したと報道されている。現年度分の滞納分は表11-12の番号12の保育所措置費負担私分の5533万6000円と番号13の保育所措置費負担市分の3703万7000円の合計が約9237万円ということである。
- (3) 保育園長が「催告書を手渡している」とあるが、滞納繰越分の合計が1億2401万円及び9212万円の合計2億1614万円もあり放置は出来ない。日本経済新聞の朝刊に、川崎市の阿部市長は、保育園の保育料を1年以上滞納していた保護者と面会したこと、及び滞納している者について分割納付に応じる反面、強制執行手続きをすると表明したことが報じられているが、滞納の理由を精査し悪質な事案に対しては岡山市においても法的措置が必要である。

3 滞納の原因

- (1) 滞納の原因は、滞納者によって個別の事情が有り異なるが、企業の場合には倒産、資金繰りの困難であること、個人の場合には貧困、生活苦であるが、監査人の経験からしても支払う側からすれば岡山市に対する税等の支払いが他の債権者に対する支払いよりも後回しにされていることが滞納額の累積の大きな原因を占めていることは明らかである。なお、最近の税制改革により地方税が低所得層にも賦課されることになっているので、滞納が増加する傾向が強まるということが論者によって指摘されている。
- (2) つまり、民間債権者からの支払い請求に比較して、岡山市の徴収事務事業がまだ後発的となることもあり、納税者等からは、岡山市は支払う順位として後回しにされるということも有ると推察される。市役所職員として地域に密着しているとしても法的な徴収はできないということにはならないし、市役所側の姿勢に関して誤った風評が流

布されれば、それを奇貨として支払うことが可能であるにも関わらず支払わないという事例が増加することは経験則上も明白である。

4 収納に対する視点

- (1) 山本 清国立大学財務・経営センター教授は、日本経済新聞平成 20 年 8 月 5 日の「行政支出の無駄、3 つのタイプ別に対策を」という論文において、政府の行政支出に関してであるが、

「第 1 の無駄は行政執行における不適正、誤謬、違法であり、これを是正回復するために膨大な資金と労力を要すること

第 2 の無駄は、行政サービスが最小の経費で供給されないことであるが、行政サービスの単位は政策単位ベースよりも細かく、現在の評価制度や予算制度ではサービスコストが把握できない、とされる。しかし、厳密なサービスの質とコストを全ての行政活動に算定する意義は基礎的サービスを担う自治体では有用であるが国では効果が限定される、とされる。つまり地方自治体では可能ということである。

第 3 の無駄は、政府の各種行政サービスの範囲や質と量が国民の選好に合致しないことによる非効率(配分効率性の問題)であり、最近、事務事業の必要性などを第三者や市民で評価する事業仕分けが行なわれているが、これによっても実績として事業費として不要になるのは 2~3 パーセント程度にとどまっているとされる。そして、この配分効率性の改善にはトップダウンが有効であるとされる。つまり、市長が決定すべきことであり選択と集中の領域である」と主張されている。

- (2) 山本教授は、「不適法、違法による無駄に対しては内部監査や内部統制の徹底化を図ることは当然だが、リスク管理的発想を導入することが重要だ、行政内部の 1 円の不正をなくすため 10 円をかけることは費用対便益で合理的でない」とするが、他方「企業などと異なり、行政活動の財源は納税などの強制的徴収で賄われている。このため、公正性や政府に対する信頼性確保のため不適正の発生割合を企業よりも極めて低く設定することが望まれる。特に、徴収・収入に関し発生する費用は、延滞などの不適切な事態の率を無視し、滞納債権額と回収費用を単純に比較して回収費用が上回るから無駄と判断すべきではない。給食費の未納問題のように支払う能力があるのに支払わない事態がまん延すれば、まじめな保護者は報われず不公正と感じて未納が拡大し、行政への信頼を失う恐れがあるからだ」とも主張されている。
- (3) 上記の山本教授の主張は正当であり、市民間の公平性を忘れ、正直に納税する者が馬鹿を見るという状況に至ることを阻止する必要がある。収納担当者の意識が、ためらい、たじろぐことや鈍磨することを回避するとともに、本当に生活困窮者からは収納することを断念することはあるとしても、その認定が担当者の恣意的なることを防止する認定システム、チェックシステムを完備する必要があることは多言を要しない。

そうしないと真面目に納税している市民の納得は得られずモラル崩壊に繋がるであろう。つまり、不納欠損処理をする際に公正性が担保される仕組みが構築されているか否かということである。

5 回収不能額の明示

(1) 市役所職員の意識改革

市役所の職員や市民は、市役所全体のことをもっと知り、財政状態に関して先鋭な意識を有することが必要である。つまり、岡山市にとっての収入確保の優先順位が高い、収入確保を軽視して予算執行ということで使うことを当然のように思い勝ちな傾向を転換する必要性を明確に認識し、収納関係の部署に人を投入する必要がある。浜松市の行革推進室などでは過去に収納関係の部署に配置されていたという職員が見られた。

その点で浜松市は、平成 18 年度浜松市決算公告で公表し、「回収不能見込計上額 5 億 2300 万円」が普通会計行政コスト計算書の要旨で明示された。

- (2) 日本経済新聞の平成 19 年 12 月 28 日の朝刊によると、東京都千代田区、東京都荒川区、埼玉県草加市、千葉県浦安市、神奈川県茅ヶ崎市及び山口県下関市は浜松市と同様に普通会計行政コスト計算書を作成しており普通会計貸借対照表の資産の部で「区税等未収金」として開示されているが、いずれもこの要旨では「回収不能見込計上額」として明示はされていない。

(表 11-13)

(単位：百万円)

番号	自治体名	人口 (人)	面積 (k m ²)	市 (区) 税等未収金
1	東京都千代田区	47,424	11.64	794
2	東京都荒川区	194,002	10.20	1,411
3	草加市	238,717	27.42	3,675
4	浦安市	157,896	16.98	2,794
5	茅ヶ崎市	229,382	35.76	2,398
6	浜松市	820,336	1511.17	1,391
7	下関市	292,284	715.89	5,063

- (3) 岡山市の発行している「岡山市の財政状況」では、連結貸借対照表、普通会計貸借対照表、普通会計行政コスト計算書、普通会計純資産変動計算書、普通会計資金収支計算書の 5 表のうちの行政コスト計算書が公表されているが、その他のコストのなかで「不納欠損額」が明示されており、平成 18 年度は 9 億円とされているが、税制課の資料の 7 億 4100 万円とは若干異なっている。この原因は、9 億円は普通会計の不納欠損額であり、分担金・負担金・使用料・手数料等も含んだ金額であるためである。

第10 収納率向上のための取組み

1 組織改革

(1) 浜松市の例

平成19年4月から効率的な収納体制への見直しと高額または徴収困難な債権回収を組織横断的かつ専門的に実施する機関として債権回収対策課を設置した。また同年6月に市税滞納削減アクションプランを策定し、浜松市の市税のすがたによる市税の徴収状況等の分析と今後の対応策を公表している。

市税滞納削減アクションの内容は、「滞納繰越分を除く収納率を平成21年度末までに99パーセントとする目標を設定」していることであり、平成17年度末の浜松市の収納率は98.47パーセントで政令指定都市の平均が98.48パーセントである状況で、99パーセントとするということである。収納率の低下は市税の公平性を損なうという考え方から、訪問などを強化することとしているようである。

なお、末尾資料②の債権管理条例の制定をしている。浜松市債権管理条例では債権処理委員会で個別案件の処理方針を決めることになっている。そして、滞納発生後9か月間で結論を出すというものである。要するに、所在不明や生活困窮で支払えない案件と、払えるのに支払わない人を区別し、払えるはずの人に対しては厳正に対応するということである。

(2) 静岡市

前記のとおり、収納対策課及び債権管理対策課という組織にしている。

(3) 三重県

三重県における県税事務所という出先機関での改革が全庁的な改革に展開されていた経緯は、元吉由紀子氏の「どうすれば役所は変わるのか」(日本経済新聞出版社)に詳しく紹介されている。概要は下記のとおりである。

記

- ① 県税事務所には約40名の職員がいたが、それまでの管理職は個室に居た。転勤してきた所長は、個室から出て滞納整理＝徴収活動記録で職員の行動を知った。そして会議をもったが部下は上司に遠慮して発言が出ないという状態で会議の成果はあがらなかった。そこで出張研修すなわち監査調査をうけさせ、外部者からの話を聞く機会を設定したところ、職員が問題点を話し出して変革の扉が開かれ、外部者からの指摘を部署共通の課題とすることができた。
- ② 所長が三重県庁本庁に転勤して県税事務所でも成功した改革を全庁に展開していき、税務執行上の問題を棚卸し、安定的な税収の確保を目的として、課税納税の強化、サービス向上、やる気のある職場を構築し、税制やシステムの改善、他機関との連携、公聴広報活動の強化、人事制度組織、職員の資質の改革をしていった。
- ③ 県税事務所が本庁に依存するのではなく自らがその役割を果たす責任を負ってそ

の能力の発揮と向上を目指すやる気のある職場を築いていくことが最重要課題であるという結論のもとで、三重県内8つの事務所が情報交換できる場を設定し、それも所長会議、次長会議、課長会議と言うように5階層別会議を設定し、本庁に世話を置き、現場に行き現場の声をきくことを徹底し、5つの会合後に所長会合を一泊二日でもち、更に改革の熱意のある者＝キーマンを集めて会合(斜めの会合)を持ち、意思疎通を図った。

- ④ 徴税体制の強化を意図して、課税調査の専門チームをつくり、人員増要求をしただけでなく、季節ごとの県内で移動勤務をする体制を構築し、新任者向けの一斉研修をするだけでなく、新任者に対してアドバイザー制度をつくった。

2 まとめ

- (1) 以上から明確になったことは、管理職の厳正な責任がとれる体制の下による回収進行の管理を徹底することの重要性である。即ち、滞納税金、未収金別に年間を通じての回収目標を設定し、進行管理をしていく必要がある。滞納整理システム、ロードマップにそった回収を計る必要があり、早期の差押さえが必要である。

滞納者の実態調査、財産調査をし、差押手続きが容易な債権差押えを先ず行う。不動産公売やインターネットによる動産公売を積極的に実行する、延滞金についても納期限内納税者との公平を維持するため、徴収をする必要があり徴収を断念しないことが必要である。

このようなことは、監査人の理想論ではなく、岡山市の監査委員も指摘していることである。

- (2) 平成19年12月6日の山陽新聞朝刊によれば、岡山市内の下水道が整備されている地域で、工業者が無届で接続工事をしながら、岡山市に対して下水道使用料を支払っていないものが167件あったと報道された。このような不正利用の防止のためには、下水道局普及管理課として下水を造るのが自分の仕事という意識を捨てて下水との接続利用率の向上を強く推進し料金を頂くという意識改革をしていく必要がある。
- (3) 三重県の取組は、時間がかかるとしても岡山市でも大いに参考となる。三重県が改革して行なってきたことの大半は、岡山市においても既に組織改革を終えて実践段階に入っている。岡山市は政令指定都市になって本庁と区役所の組織に分かれるが、対象とする事務事業が異なるということで税務関係部署としての情報交換が粗雑になることは許されないし、新任者に対するアドバイザー制度は、民間企業でも実践されている「メンター」というべきものであり、上司は部下を育成する必要があるし、育成が上司の職務という思考を有する者が管理職に任命されるべきである。

岡山市において組織的な仕組みは出来ているから、今後とも重点を置くべき点は、以下に述べるように、徴収方法の実践、納付方法の拡充である。

第 11 納税、支払い方法の拡充による増収策

1 規制緩和の動き

(1) 平成 17 年 4 月に出された「地方税の徴収に係る合理化・効率化の一層の推進について」(平成 17 年 4 月 1 日付 総税企第 79 号 総務省自治税務局長通知)という総務省の通知によって初めて明確に民間に開放されても違法でない具体的業務の事例が挙げられた。即ち、

- ① 公権力の行使(公売、差押え、督促など)にあたらぬ業務として、「滞納者に対する電話による自主納付の呼びかけ業務」「コンビニエンスストアによる収納業務」
- ② 公権力の行使に関連する補助的な業務として、「インターネットオークションによる入札関係業務」「不動産公売情報の配布・広報宣伝業務」「公売対象となる美術品などの見積価額算定のための鑑定業務」「差し押さえ動産(自動車、美術品、ワインなど)の移送・保管業務」「納税通知書や督促状などの印刷、作成、封入れ等業務」「調査で収集した軽油の性状分析業務」が例として挙げられた。

(2) 滞納者に対する納税の慫慂行為として「督促状・催告書等の印刷・作成・封入等の業務」は、旧来の考え方でも民間に開放することに支障が無いという理解は容易であったが、「電話による自主納付の呼びかけ業務」「臨戸訪問による自主納付の呼びかけ業務」の可否は、明確ではなかった。

(3) 税務業務の民間委託の現状

税務業務の民間委託といえば、従来から課税資料のパンチ入力や納税通知書の出力及び封入、封緘などが行われていた。一部の自治体では申告受付や納税証明書交付なども民間委託している。ここ数年で始まった民間委託としては上記の通知にもあったが、マルチペイメントネットワークによる電子収納、コンビニ収納、クレジット収納、インターネット公売、電話による自主納付の呼びかけ業務などが挙げられる。

マルチペイメントネットワークによる電子収納は、都道府県では岩手県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県、和歌山県、佐賀県の 12 団体、市町村では埼玉県北本市、千葉県千葉市、千葉県市川市、神奈川県相模原市、大阪府大阪市の 5 団体が行っている。

2 具体的な方策

(1) 口座振替件数の増加を図ること

岡山市においても平成 20 年度予算の編成方針において指摘されているように実践している。

(2) コンビニ収納

コンビニ収納は平成 15 年から地方自治法の改正により実現した。そして現在では、地方税や国民健康保険料もコンビニで納められるようになった。数多くの自治体が行

っているので、浜松市でも平成 20 年度から市・県民税の納付が可能となった。

(3) クレジット収納

クレジット収納は、平成 18 年 5 月に、神奈川県藤沢市による軽自動車税の実証実験や神奈川県藤沢市や三重県玉城町、スキームは少し異なるが宮崎県の例がある。

(4) エルタックス(地方税の電子申告システム)の導入

法人市民税、事業所税、個人市民税の給与支払い報告手続きなどは全国 47 都道府県及び 17 政令指定都市には導入されている。秋田市や相模原市、和歌山県田辺市で運用開始されている。岡山市でも政令指定都市になれば導入することが必要である。

(5) コールセンターの設置による活動

- ① 電話による市民に対する自主的納付の呼びかけ業務を民間委託するというコールセンターの設置が各都市において急速になされている。東京都府中市、東京都小平市、東京都東久留米市、愛知県高浜市では外郭団体や市が 100% 出資した会社に委託している。

民間企業に委託しているのは、宮城県仙台市、東京都練馬区、堺市、奈良県奈良市、山口県山口市、北九州市、福岡県大野城市である。

- ② 朝日新聞の平成 20 年 2 月 27 日朝刊によると、岡山県津山市が「納税呼びかけセンター」を開設したこと、このセンターでは派遣社員が執務しており、電話や手紙で市民に対して連絡をとる納税を呼びかけていること、呼びかける対象は、金 10 万円以下の金額で比較的滞納歴の浅い人への督促に限定していること、そのための予算は 1338 万円であることが報道されている。なお、あわせて津山市の市民税の収納率は 91.09 パーセントで未納金額が 10 億 2000 万円、国保料は 78.38 パーセントで 4 億 3000 万円が未収であると報道されている。

- ③ 岡山市においては、コールセンターはいまだに市民窓口分野でも設置されていない。納税の呼びかけを行なうコールセンターについては、これを設置すべきか、それとも他の方法即ち職員や嘱託職員による電話や訪問による活動で当面足りるかを費用対効果の観点から毎年定期的に判断すべきである。

(6) 窓口での納付時間の延長、職員が休日にショッピングセンターに出向く

このような例も他自治体(例えば北海道の倶知安町は夜間・休日納税相談を開設している)でも見られるが、納税関係職員の仕事を市民に理解してもらうというデモンストレーション効果は有ろうが、本当の費用対効果は不明であり、監査人として採否の意見が述べられる状態ではない。

(7) 訪問等による収納

岡山市では、嘱託職員を採用して訪問等による収納を強化している。収納策の基本であり効果は上がっていると監査人は判断した。なお、浜松市は平成 19 年 7 月から電話催告を、10 月から臨戸訪問による自主的納付の勧奨を開始している。浜松市では

43名の嘱託職員がいる。

(8) 市の入札参加資格申請の要件に市・県民税の特別徴収を加えること

浜松市では、平成20年4月1日から市の入札参加資格申請の要件に市・県民税の特別徴収をしていることを追加した。これにより同年6月1日以降、入札資格随時申請を行う市内に事業所を置く法人で正規職員が10人以上の事業者は、課税管理課から郵送される「特別徴収義務者の指定について(通知)」の写しを添付することが必要になった。浜松市では特別徴収を拡充し、浜松市内17000社のうち7000社が特別徴収を採用済みであるが来年度はこれを9400社に増やす目標を設定したことが報道されている

法人等が市・県民税の特別徴収を行なうことにより事務事業の効率化が図れることは多言を要しない。岡山市の事業所業の入札に参加する業者に対して、納税促進を促す契機となり、岡山市においてもコンサルタントとの契約等に関しては導入されているが可能な限り拡充すべきである。契約締結の条件とすればよく条例の制定は必要が無い。

(9) 地方税滞納整理機構への参加

静岡県では、県と県内の地方公共団体をカバーする「静岡地方税滞納整理機構」が平成20年4月1日に業務を開始した。茨城県、三重県でも活動が開始されている。岡山県でも平成21年度に設立が予定されていると新聞報道されている。調査を徹底し納税可能な資産・収入を有しながら滞納を続ける悪質事案を滞納整理機構に移管し、税務職員が執行を行い、顧問弁護士、国税や警察の各OBが支援するというものであり、実績が上がることで悪質滞納者に納税意識を覚醒する効果が期待される。県庁職員の天下り先の組織となったり、機構の事務所開設や維持のために大きな支出が生じるといような事実が無く、有益なものになる見通しであれば岡山市も参加を拒む理由は無い。

(10) 民間サービスの利用

月刊地方自治職員研修の平成20年9月号の46頁に、宮城県が家賃滞納のまま県営住宅から退去した者からの滞納金を回収する業務を民間のサービスに同年6月から3年間委託したこと、委託金額は成功報酬制で、回収金額の4割プラス消費税相当額と報じられている。

また岡山県においても、今年度から中小企業の協同組合に関するいわゆる高度化資金について、民間のサービスに委託を開始した。岡山市が民間サービスを利用することの当否、費用対効果についても部内で定期的に採否を検討する価値はあろう。

(11) 行政サービスの制限

滞納の解消、市民の納税等の意識を確実化するために行政サービスの制限という方策を慎重に採用している自治体もあり、岡山市のみならず岡山県下の自治体においても

国民健康保険の資格証交付世帯があることは公知の事実である。市民の側からすれば税金と保険料の双方とも滞納している場合に、どちらを優先して支払うか、収納するかというような問題も発生する。行政サービスの制限については慎重であるべきであろう。

第 12 法的な方策について

1 搜索について

(1) 岡山市では平成 15 年から 19 年の 5 年間に搜索を行なったのは、平成 17 年と 18 年の各 1 回だけである。搜索は文字通り「探す」ということであり、探す対象は動産が基本である。岡山市では動産差押が平成 17 年と 18 年に各 1 件しかないことは、搜索件数と合致している。今までは動産差押がほとんど行なわれなかったことは反省点というべきである。

(2) 搜索のポイントとして指摘されていることは

- ・ 徴収職員は搜索を怖がってはならない。
- ・ 停止事案は決定の前に、財産の有無を確認するため必ず搜索すること。滞納者が生活している以上、何か財産を持っている可能性があると考えること。
- ・ 搜索に着手すれば時効が中断する。時効を出すのは徴収職員の恥であり、時効となる前に必ず搜索すること。
- ・ いったん搜索に入ったら、しらみつぶしに調べる。二度と同じ場所は搜索しないぐらゐの周到さを心がける。
- ・ 搜索前には滞納者の調査と搜索場所の下見を欠かさないこと。
- ・ 必要な場合は警察との連携を密にし、警官に立会人になってもらうこと。さらに周辺警備を別途に依頼すること。
- ・ 搜索グッズを常にまとめておき、いつでも搜索にかかれるよう準備しておくこと。複数箇所を搜索する際には各班の連絡体制を忘れずに作っておくこと。
- ・ 搜索要員の役割分担に役所内の職制・序列を反映させる意味は無く若手を班長にして成功体験を積ませること
- ・ 財産の換価価値について現場で迷ったら、差押えを執行すること。差押禁止財産以外なら「なんでも差し押さえる」ぐらゐの姿勢が大切であること。
- ・ 搜索で発見した財産について滞納者が「自分の物ではない」と弁解しても先ず差し押さえ、後で本人や関係者に事情を聴取し、帰属を証明させれば足りること。

である。つまり、積極的な姿勢が必要である。

(3) 搜索の効果ひいては法的な措置の実施は、回収金額もさることながら岡山市が毅然とした態度を示し、悪質な未納者の順法精神、納税意識を覚醒することである。そのことが、収納率の向上という結果に繋がっていると監査人は評価している。

2 岡山市における差押執行件数

岡山市における平成9年度から19年度までの滞納件数及び差押件数は次表のとおりである。いずれも増加している。

(表 11-14)

(単位：千円)

年度	翌年度繰越額	繰越率	滞納件数	差押執行件数
平成9年度	8,809,609	7.4%		238
平成10年度	9,271,380	8.0%		328
平成11年度	9,778,994	8.4%		608
平成12年度	10,217,848	9.1%	39,174	638
平成13年度	10,283,076	9.1%	40,558	314
平成14年度	9,808,410	8.9%	39,832	414
平成15年度	9,600,472	9.0%	41,616	232
平成16年度	9,122,433	8.6%	42,805	1,032
平成17年度	7,940,206	7.2%	44,813	1,163
平成18年度	7,358,958	6.6%	44,132	1,867
平成19年度	7,120,618	5.9%	44,891	2,312

※ 繰越率=翌年度繰越額÷調定額

3 岡山市の差押の内容

岡山市の差押の内容は、次表のとおりである。

(表 11-15)

(単位：千円)

	H15		H16		H17		H18		H19	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
動産	0	0	0	0	1	11,393	1	828	0	0
不動産	115	2,184,250	391	1,926,525	351	439,232	652	462,308	796	463,393
電話加入権	3	9,086	6	17,742	19	22,806	0	0	0	0
債権	91	153,885	539	569,507	674	460,057	1,023	881,835	1,388	946,931
参加差押	23	451,423	96	460,083	118	158,163	191	224,001	128	137,780
計	232	2,798,644	1,032	2,973,857	1,163	1,091,651	1,867	1,568,972	2,312	1,548,104

(1) 動産差押は既に説明したとおり2件と僅少である。

- (2) 不動産の差押は平成 15 年度の 115 件から 19 年度の 796 件と増加している。
- (3) 電話加入権の差押は、電話加入権の財産性が喪失したので無くなっている。
- (4) 債権差押は、平成 15 年度の 91 件から 19 年度の 1388 件と増加している。
- (5) 参加差押も件数は増加しているが回収金額は、岡山市の回収順位が他に劣後することもあり多額となる場合は限定される。

4 インターネット公売

- (1) インターネット公売については、ヤフーによると奈良県王寺町や東京都西東京市、北海道十勝郡浦幌町など 680 を超える自治体が行なっている。岡山市は平成 20 年 10 月 22 日から 3 日間、初めて実施した。

岡山市に先行する地方自治体が 600 も有るということは岡山市の取組が遅いということであり反省点である。

- (2) 裁判所の動産差押の実態であるが、岡山地方裁判所平成 20 年(執口)第 69 号事件では、雑貨 16 箱、衣類 4 箱、台所用品 1 箱、アルバムが差し押さえられているが、アルバムは売却対象から除外されている。具体的には、バイク、ステレオ、椅子、炊飯器、かばん、漫画袋、テレビ、額、空気清浄機、クリアケース、ハンガーボックス、カゴ、衣装ケース、掃除機、米ケース、ボーリング球、冷蔵庫、洗濯機、時計が差押さえられている。このように、差押可能な動産は素人判断よりも広範なのである。

第 13 市税滞納処分の執行停止、不納欠損の手続きについて

1 市税滞納処分の執行停止

徴収停止、履行延期、分納誓約書等についてサンプル監査をしたが、指摘すべき問題点は無かった。岡山市では「市税滞納処分の執行停止審査会」が部内で設置されており、500 万円以上の市税の滞納事案に関して執行停止をする場合には財政局長、財政局審議監、財政局次長、税制課長、市民税課長、資産税課長、収納課長及び西大寺支所税務課長で構成されている審査会で判断することになっている。

2 不納欠損の手続きについて

不納欠損処理を不適正に行い、収納率を計算する場合に分母となる未収金額を少なくしてしまうことが問題となった事例がマスコミで報道されている。他都市では不納欠損の判定をする機関を設置し、外部者を構成員としている例も報道されているが、岡山市ではそのような機関は設置されていない。今回の監査の結果では、このような機関が現時点で必要だという判断を監査人としてはしていない。情報開示をすることで市民が関心を持ち、監視できるようにすることで当面は対応できると判断している。

第14 まとめ

- 1 いわゆる三位一体の改革により、地方税の個人住民税が平準化されたことにより、年間の所得が200万円以下の「低所得者層」にとって住民税が倍増することになり、納税が困難な層、員数が増加したことは事実である。しかし、岡山市としては市民の理解を得て、また説得して憲法上の義務である納税を自発的に果たしてもらふ必要がある。そうすれば徴収等にかかるコストは少なく市民にとっても望ましい。
- 2 岡山市においても、他の政令指定都市が既に実行している市民が納税しやすい制度、利便を市民に提供することに躊躇してはならない。つまり制度構築の保障が必要である。
- 3 地道な徴収事務を執行する必要があるが、それだけでなく収納率を高める工夫が必要であり、岡山市の入札に参加する業者が特別徴収義務を果たすように誘導することは必要である。
- 4 収納課と料金課の統合その他の徴収の効率化策のために、2課間の情報交換では足りないのかその他の具体的な得失を短期間で検討して結論を出す必要がある。監査人としては現時点では意見は有していない。

添付資料

資料① 岡山市の市税徴収率推移

② 浜松市の債権管理条例

以上

市税徴収率推移

(単位 金額:千円)

年度	合計				現年度分			過年度分			不納欠損額		翌年度繰越額		滞納件数	差押執行件数	備考
	調停	収入	対前年	収納率	調停	収入	収納率	調停	収入	収納率	執行額	不納率	繰越額	繰越率			
39 1964				93.8%			96.0%			58.9%							
40 1965				94.2%			96.3%			59.1%							
41 1966				95.0%			96.8%			60.5%							
42 1967				95.8%			97.4%			57.4%							
43 1968				95.9%			97.5%			50.9%							
44 1969				96.4%			97.6%			56.6%							
45 1970				96.2%			97.3%			56.5%							
46 1971				96.5%			97.6%			59.1%							
47 1972				96.5%			97.6%			60.8%							
48 1973				96.6%			97.7%			54.2%							
49 1974				96.6%			97.7%			53.2%							
50 1975				96.5%			97.8%			56.8%							
51 1976				96.5%			97.9%			48.5%							
52 1977				96.3%			98.0%			40.8%							
53 1978				95.7%			97.7%			37.2%							
54 1979				95.5%			97.8%			37.1%							
55 1980				95.5%			97.9%			34.4%							
56 1981				95.3%			97.9%			28.6%							
57 1982				94.8%			97.6%			31.2%							
58 1983				94.5%			97.7%			27.1%							
59 1984				94.5%			97.9%			29.5%							
60 1985				94.5%			97.8%			28.1%							
61 1986	75,364,205	71,247,478		94.5%	71,788,395	70,278,792	97.9%	3,575,810	968,686	27.1%	292,141	0.4%	3,833,561	5.1%			
62 1987	80,116,967	75,439,169	4,191,691	94.2%	76,300,455	74,494,208	97.6%	3,816,512	944,961	24.8%	260,639	0.3%	4,425,581	5.5%			
63 1988	85,091,341	80,211,836	4,772,667	94.3%	80,677,867	79,044,566	98.0%	4,413,474	1,167,270	26.4%	448,566	0.6%	4,440,558	5.2%			
1 1989	89,091,431	84,432,662	4,220,826	94.8%	84,598,241	82,998,243	98.1%	4,493,190	1,434,419	31.9%	624,225	0.7%	4,047,633	4.5%			
2 1990	92,545,315	87,999,131	3,566,469	95.1%	88,506,550	86,695,350	98.0%	4,038,765	1,303,781	32.3%	503,764	0.6%	4,057,556	4.4%			
3 1991	99,291,207	94,022,157	6,023,026	94.7%	95,266,198	92,851,073	97.5%	4,025,009	1,171,084	29.1%	277,458	0.3%	5,010,446	5.0%			
4 1992	103,630,304	97,496,562	3,474,405	94.1%	98,674,222	96,139,505	97.4%	4,956,082	1,357,057	27.4%	497,797	0.5%	5,681,101	5.5%			
5 1993	105,500,430	98,774,770	1,278,208	93.6%	99,847,325	97,247,327	97.4%	5,653,105	1,527,443	27.0%	380,285	0.4%	6,359,397	6.0%			
6 1994	103,699,370	96,383,714	-2,391,056	92.9%	97,332,915	94,553,626	97.1%	6,366,455	1,830,088	28.7%	364,794	0.4%	6,973,521	6.7%			
7 1995	109,318,783	101,285,628	4,901,914	92.7%	102,404,681	99,558,238	97.2%	6,914,102	1,727,390	25.0%	395,334	0.4%	7,652,608	7.0%			
8 1996	114,211,116	105,451,267	4,165,639	92.3%	106,579,548	103,833,964	97.4%	7,631,568	1,617,303	21.2%	488,398	0.5%	8,292,655	7.3%			
9 1997	118,611,028	109,326,090	3,874,823	92.2%	110,346,029	107,500,208	97.4%	8,264,999	1,825,882	22.1%	540,352	0.5%	8,809,609	7.4%		238	
10 1998	116,361,997	106,567,984	-2,758,106	91.6%	107,536,293	104,626,014	97.3%	8,825,704	1,941,970	22.0%	582,164	0.5%	9,271,380	8.0%		328	
11 1999	115,917,953	105,478,246	-1,089,738	91.0%	106,716,306	103,636,907	97.1%	9,201,647	1,841,339	20.0%	701,323	0.7%	9,778,994	8.4%		608	
12 2000	112,364,107	101,670,635	-3,807,611	90.5%	102,624,812	99,693,591	97.1%	9,739,295	1,977,044	20.3%	548,786	0.5%	10,217,848	9.1%	39,174	638	
13 2001	112,528,862	101,594,455	-76,180	90.3%	102,338,930	99,523,883	97.2%	10,189,932	2,070,572	20.3%	707,438	0.7%	10,283,076	9.1%	40,558	314	
14 2002	110,675,625	100,002,836	-1,591,619	90.4%	100,417,178	97,621,696	97.2%	10,258,447	2,381,140	23.2%	907,614	0.9%	9,808,410	8.9%	39,832	414	
15 2003	106,524,372	96,149,372	-3,853,464	90.3%	96,738,206	94,414,790	97.6%	9,786,166	1,734,582	17.7%	813,857	0.8%	9,600,472	9.0%	41,616	232	
16 2004	106,037,664	95,952,324	-197,048	90.5%	96,307,293	94,203,303	97.8%	9,730,371	1,749,021	18.0%	980,476	1.0%	9,122,433	8.6%	42,805	1,032	
17 2005	110,439,496	101,470,683	5,518,359	91.9%	101,332,433	99,388,676	98.1%	9,107,063	2,082,007	22.9%	1,054,902	1.0%	7,940,206	7.2%	44,813	1,163	
18 2006	111,828,169	103,749,390	2,278,707	92.8%	103,855,274	101,883,463	98.1%	7,972,895	1,865,927	23.4%	741,006	0.7%	7,358,958	6.6%	44,132	1,867	
19 2007	120,263,859	112,540,809	8,791,419	93.6%	112,926,401	110,864,207	98.2%	7,337,458	1,676,602	22.8%	626,978	0.6%	7,120,618	5.9%	44,891	2,312	※
20 2008	0	0		#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!			

目次

- 第1章 総則(第1条—第6条)
- 第2章 市税及び公課(第7条)
- 第3章 その他の債権(第8条—第12条)
- 第4章 雑則(第13条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、市の債権の管理の適正を期するため、その管理に関する事務の処理について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
- (2) 市税 市の債権のうち、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく徴収金に係るものをいう。
- (3) 公課 市税以外の市の債権のうち、国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。
- (4) その他の債権 市の債権のうち、市税及び公課以外のものをいう。

(台帳の作成)

第3条 市長は、市の債権について、市長が定める種類ごとに規則で定める事項を記載した台帳を作成しなければならない。

(不納欠損額の見込み)

第4条 市長は、市の債権について、市長が定める種類ごとに不納欠損額の見込みを把握するよう努めなければならない。

(督促)

第5条 市長は、市の債権について履行期限までに履行しない者があるときは、法令の定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(履行期限の繰上げ)

第6条 市長は、市の債権について、履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、履行期限の到来前に徴収金に係る債権を徴収するため、履行期限を繰り上げるとともに、債務者に対し履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第11条第1項各号のいずれかに該当する場合その他市長が特に支障があると認める場合は、この限りでない。

第2章 市税及び公課

(滞納処分等)

第7条 市長は、市税及び公課の滞納処分並びに徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止については、法令の規定により行わなければならない。

第3章 その他の債権

(強制執行等)

第8条 市長は、その他の債権について、第5条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第10条の措置をとる場合又は第11条の規定により履行期限を延長する場合その他市長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 担保の付されているその他の債権(保証人の保証があるその他の債権を含む。)については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- (2) 債務名義のあるその他の債権(次号の措置により債務名義を取得したものを含む。)については、強制執行の手続きをとること。
- (3) 前2号に該当しないその他の債権(第1号に該当するその他の債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。)については、訴訟手続(非訟事件の手続きを含む。)により履行を請求すること。

(債権の申出等)

第9条 市長は、その他の債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、市長は、その他の債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供(保証人の保証を含む。)を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続きをとる等必要な措置をとらなければならない。

(徴収停止)

第10条 市長は、その他の債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されないも

浜松市債権管理条例

のについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- (3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(履行延期の特約等)

第11条 市長は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
 - (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
 - (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
 - (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係るその他の債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
 - (5) 貸付金に係るその他の債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付を行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。
- 2 市長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金(次条において「損害賠償金等」という。)に係る債権は、徴収すべきものとする。

(その他の債権の放棄)

第12条 市長は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 債務者が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受け、又はこれに準じる状態にあり、資力の回復が困難で、当該債権について、履行の見込みがないと認められるとき。
 - (2) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該債権について、その責任を免れたとき。
 - (3) 当該債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき。
 - (4) 当該債権について、第8条ただし書に規定する市長が特別の事情があると認める場合において、同条に規定する強制執行等の措置をとったとしても履行される見込みがなく、かつ、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
 - (5) 第8条に規定する強制執行等又は第9条に規定する債権の申出等の措置をとった場合において、なお完全に履行されなかった当該債権について、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
 - (6) 第10条に規定する徴収停止の措置をとった当該債権について、当該徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
- 2 市長は、前項の規定によりその他の債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

第4章 雑則

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。